

生徒手帳

川口市立青木中学校

教育目標

- (1) 心を磨く（心豊かで思いやりをもって行動できる生徒）
- (2) 身体を磨く（健康でたくましく生きぬく生徒）
- (3) 智性を磨く（自ら学び、自ら考え、正しく判断できる生徒）

生徒行動目標

生活の三ヶ条

- 一、時を守る（時間）
- 一、場を清める（清掃）
- 一、礼を正す（挨拶）

健康の三ヶ条

- 一、楽しく運動、部活動に参加する（運動）
- 一、望ましい食習慣を身に付ける（食事）
- 一、虫歯や病気を早く治す（治療）

学習の三ヶ条

- 一、忘れ物をしない（準備）
- 一、授業に集中する（集中）
- 一、積極的に発表する（意欲）

青木中学校 校歌

服部嘉香 作詞
中田喜直 作曲



- 2 -

校 歌

1. 今人生のあけほのに
若き命よ 清き心よ
ここに集いて親しむ我等
希望に燃えてたゆまず学ぶ
青木中学 我等の誇り
青木中学 我等の誇り
2. 見よ栄えゆく川口市
開く歴史よ 進む時代よ
あすを動かす力は我等
正しき道を世界につなぐ
青木中学 我等が誉れ
青木中学 我等が誉れ
3. 声たからかにたたえや
遠き理想よ 重き使命よ
まねくゆくての我等がつとめ
あかるく強く生きぬくのみぞ
青木中学 その名とともに
青木中学 その名とともに
(コーダ)
(男) 風そよぐ並木のはかけ
(女) 花園の花もかおるよ
(男) いづもたのしく
(女) 今日もうれしく
平和日本の 文化日本の
光めざして学ぶ我等ぞ
はげむ我等ぞ

- 3 -

わが青木中学校

- 1947(S22). 4. 1 川口第四国民学校高等科を分離し、川口市立青木中学校と川口市立並木中学校を開設。
- 1949(S24). 4. 1 川口市立青木中学校と川口市立並木中学校が統合し、現在地に川口市立青木中学校を創立。
- 1951(S26). 3. 25 校歌制定
- 1952(S27). 9. 15 プール竣工
- 1953(S28). 4. 1 川口市立北中学校上青木分校（現川口市立上青木中学校）発足に伴い上青木地区が学区から分離
- 1954(S29). 3. 20 校旗制定
- 1954(S29). 4. 1 川口市立幸並中学校が分離
- 1959(S34). 11. 2 10周年記念式典
- 1962(S37). 4. 1 複式学級設置
5. 1 C棟落成
- 1966(S41). 9. 13 学校給食開始
- 1969(S44). 8. 26 管理棟落成
11. 1 20周年記念・管理棟落成記念式典
- 1975(S50). 11. 30 校舎新築工事竣工
- 1979(S54). 11. 2 30周年記念式典
- 1988(S63). 2. 13 青風館完成
- 1992(H4). 8. コンピュータ室設置

- 4 -

- 1993(H5). 4. 1 制服改定
- 1995(H7). 4. 1 ネクタイを学年色に改定
10. 4 県下特色ある学校「四季別運動会」が選ばれる。
- 1996(H8). 10. 5 50周年記念式典
- 2002(H14). 3. 16 校旗新調
- 2004(H16). 8. 31 教室棟エアコン改修
- 2005(H17). 8. 31 校舎耐震補強
- 2006(H18). 8. 31 保健室空調設備改修工事完了
- 2007(H19). 8. 31 職員室・校長室・事務室空調設備改修工事完了
- 2009(H21). 8. 31 A,B棟耐震補強工事完了
- 2011(H23). 2. 25 校庭散水設備改修工事完了
- 2015(H27). 8. 31 体育館床全面改修工事完了
12. 18 テニスコート三面工事完了
- 2016(H28). 11. 12 70周年記念式典
- 2020(R2). 1. 28 図書室移転リニューアルオープン
- 2021(R3). 7. 1 体育館エアコン設置
- 2022(R4). 9. 1 A棟トイレ大規模改修
- 2023(R5). 3. 20 避難所用公共下水道接続型仮設トイレ設置
8. 31 B棟トイレ大規模改修

- 5 -

校章の由来



校章 (男子)



たての三本の棒は「川」を、まわりの四角は「口」を、上の棒とまん中の棒、それに下の棒によって青木の「木」を表し、全体の「中」とあわせて、青木中を表現しています。

女子のバッジは、それにアオキの葉を背景にして中央に赤い実を配しています。アオキの葉は特に肉厚で、日なたは勿論、どんな日かげでもたくましく育って行く力を秘めています。

生徒会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は埼玉県川口市立青木中学校生徒会とよぶ。
- 第2条 本会は全会員の自主的・実践的活動によって明るい学校生活を築き、その生活を通じて将来りっぱな社会人となるための基礎をつくることを目的とする。
- 第3条 本会は川口市立青木中学校生徒全員で構成する。
- 第4条 本会はその目的を達成するため次の活動を行う。
- ① 会員全体の学校生活の向上を図るための活動
 - ② 学校生活をより有意義にするための行事に関する活動
 - ③ 学校行事等への協力に関する活動

第2章 議決機関

- 第5条 本会は次の議決機関をおく。
- ① 生徒総会
 - ② 生徒議会
- 第6条 生徒総会は全生徒参加のもとに年1回以上開き、重要事項を審議し決定する。ただし特別の場合、全代議員の出席

による生徒議会をもって生徒総会にかえることができる。

- 第7条 生徒議会は総会の決定事項を実践し、実行するために必要なことを審議し決定する。
2. 生徒議会は次の役員によって構成する。
- ① 本部役員
 - ② 学級委員
 - ③ 専門委員長
 - ④ 部活動部長会代表
3. 議長は本部役員を除く役員の中から選出する。
4. 生徒議会は必要に応じて臨時に開くことができる。

第3章 執行機関

- 第8条 本会は次の執行機関をおく。
- ① 本部会
 - ② 代表委員会
 - ③ 専門委員会
 - ④ 学年委員会
 - ⑤ 特別委員会
 - ⑥ 部活動・部活動部長会
 - ⑦ 学級会
2. 本部会は本部役員で構成し、各種活動の原案作成とその推進にあたる。
3. 代表委員会は本部役員と各専門委員会によって構成し、隔月の定例会を開催する。本部会と各専門委員会の連携を図り、学校生活の発展・向上に関する活動を行

う。

4. 専門委員会は各学級から選ばれた専門委員によって構成し、月1回の定例会を開催する。専門委員会の任務は次の通りである。
- ① 生活専門委員会(各学級男女各1名) 学校生活の発展・向上に関する活動
 - ② 放送専門委員会(各学級1名) 校内放送等に関する活動
 - ③ 新聞専門委員会(各学級1名) 校内新聞等に関する活動
 - ④ 図書専門委員会(各学級1名) 図書閲覧等に関する活動
 - ⑤ 保健専門委員会(各学級男女各1名) 保健衛生に関する活動
 - ⑥ 美化専門委員会(各学級男女各1名) 校内美化に関する活動
 - ⑦ 体育専門委員会(各学級男女各1名) 校内体育活動に関する活動
 - ⑧ 給食専門委員会(各学級男女各1名) 校内給食等に関する活動
5. 学年委員会は各学級委員によって構成し、学年の諸問題を解決し、学年生活の発展・向上に関する活動を行う。

6. 生徒議会がその必要を認めた場合、特別委員会を設置することができる。

7. 部活動・部活動部長会については次の通りである。

① 各会員は学校が設置する部活動のいずれの部にも入部することができる。

② 部活動部長会は運動部部長、文化部部長で構成し、それぞれ各1名ずつの代表者を選出する。代表者は生徒議会の代議員となる。

③ 部活動部長会は各部に共通な諸問題を解決し、部活動の発展・充実に関する活動を行う。

8. 学級会は学級生活の発展・向上を図る活動を行う。必要に応じて学級の意見を生徒議会・専門委員会に反映するとともに、それらの決定事項の推進にもあたる。

第4章 会 議

第9条 会議は生徒会長が召集し、構成員の3分の2以上をもって成立する。議決は出席人数の過半数の賛成によって行う。ただし最終決定は職員会議にはかり、学校長の承認を必要とする。

2. 会議の議長（司会）は原則として、そ

— 10 —

の会議の責任者があたる。

3. その他必要事項については別に定める。

第5章 役 員

第10条 役員は次の通りである。

① 本部役員 ② 学級委員

③ 専門委員長 ④ 部活動部長会代表

2. 前記の役員は生徒議会の代議員となる。

3. 役員の選出規定については別に定める。

第11条 本部役員は次の任務がある。

① 会長は本会を代表し、会の運営にあたる。

② 副会長は会長を助け、会長不在のときはその任務を代行する。

③ 本部役員は会長・副会長を補佐し、本会の事務全般にあたる。

第12条 学級委員・専門委員長・部活動部長会代表はそれぞれの会を代表し、活動の推進にあたる。

第13条 役員の任期は1年とする。ただし学級委員・専門委員の役員は前期・後期の二期制とする。

第6章 会 計

第14条 会員は生徒会費を納めなければならない。

— 11 —

第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 本会の会計の実務は、本部役員がおこなう。

第17条 本会会計の監査をおこなうため、第3学年の各学級より会計監査委員を1名ずつ選出し、会計監査委員会を設置する。

第7章 慶 弔

第18条 本会の会員に不幸が生じた場合はお見舞いをする。お見舞いに関する細則は別に定める。

第8章 会則の改正

第19条 会則の改正は生徒総会において3分の2以上の賛成を得、職員会議にはかり、学校長の承認をもって成立する。

付 則

本会則は1950年4月1日より施行する。

一部改正

2019年5月31日から適用する。

— 12 —

生徒会役員選挙管理規定

第1章 総 則

第1条 この規定は川口市立青木中学校生徒会会則第1章第2条を達成させるために第5章第10条の3に基づいて定めます。

第2条 役員の定数は次のとおりとします。

会長 1名 副会長 2名

本部役員 5名

第3条 選挙の事務処理を行うため、選挙管理委員会を設置します。

(1) 選挙管理委員会は各学級1名選出の選挙管理委員をもって構成します。

(2) 選挙管理委員の任期は当該年度の4月～3月までの1年間とします。但し委員が立候補者となった場合には該当学級はすみやかに選挙管理委員を再選出します。

(3) 選挙管理委員会は委員長1名、副委員長2名を互選します。

(4) 選挙管理委員は選挙運動をすることができません。

(5) 選挙管理委員会は、委員長が招集し次の事務を行います。

1 選挙公示

— 13 —

- 2 立候補の受付および候補者一覧表の作成
- 3 選挙広報の発行
- 4 立会い演説会および放送による候補者紹介等の開催
- 5 投票用紙の作成および投票の管理
- 6 開票事務と当選・落選の確認および開票結果の発表
- 7 その他選挙に関する一切の事務

第2章 選挙の時期

第4条 生徒会役員選挙は毎年度10月31日までにを行います。

第3章 選挙権および被選挙権

第5条 本校の生徒はすべての役員の選挙権および被選挙権を有します。但し3年生は被選挙権がありません。

第6条 立候補者は自分の所属する学級または学年の推薦を受けた者としてします。

第7条 立候補者は立候補届に必要な事項を記入し選挙責任者をつけて選挙管理委員会に届け出なければなりません。

第4章 選挙運動

第8条 選挙運動は立候補届受付期間2日間・運動期間5日間・立会い演説会1回としま

す。

第9条 選挙運動は選挙管理委員会の定めた範囲で行います。

第10条 選挙運動は次の事項について禁止します。

- (1) 選挙管理委員会が交付した以外のタスキ・名札等の使用
- (2) 選挙管理委員会が交付した以外のポスター・チラシ・新聞等の発行
- (3) 他候補への誹謗・中傷など
- (4) その他選挙管理委員会が定めた以外の行動

第5章 投票

第11条 投票は選挙管理委員会の指示に従い行います。投票の立会いは先生にお願いし全校一斉投票します。

第12条 投票用紙は役種別に全候補者の氏名を連記します。

第13条 投票は役種別に定員数だけ適任と思う者に○印を鉛筆又は黒ボールペンで記入します。

第6章 開票

第14条 開票は顧問教師が立会い選挙管理委員が行います。

第15条 開票結果は集計・整理して公表します。

第16条 投票用紙は1年間生徒会本部が保管します。

第7章 当選決定

第17条 当選は役職別に得票順とします。得票数が同数の時は決選投票を行います。

第18条 役職別に届け出があった候補者が『定数』または『定数内』の時、その候補者についてののみ信任投票を行います。

信任投票は過半数の賛成をもって決定します。

第19条 決選投票および補欠選挙は投票日以後一週間以内に行います。

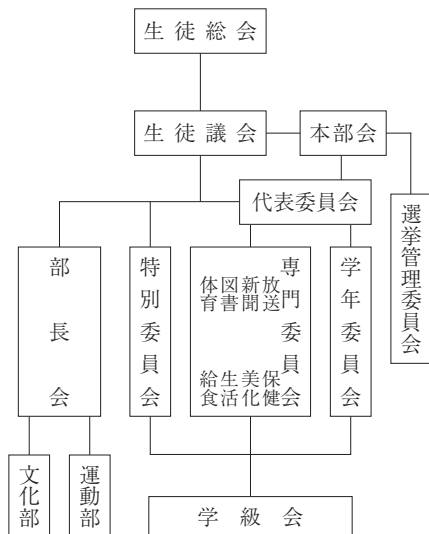
第20条 本部役員が転校などで欠員が生じた時は補欠選挙を行います。

*この規定は1991年4月1日から発効します。
一部改正 2019年5月31日から適用します。

私たちの部活動

運 動 部	文 化 部
陸 上 部	吹 奏 楽 部
水 泳 部	コ ー ラ ス 部
卓 球 部	美 術 部
バレーボール部	家 庭 科 部
野 球 部	将 棋 部
バスケットボール部	総 合 部
ソフトテニス部	
剣 道 部	
サ ッ カ ー 部	
硬式テニス部	
ソフトボール部	

— 生徒会組織図 —



学校のきまり

青中生徒が守らなければならない「学校のきまり」があります。青中生徒としての誇りと自覚をもって行動しましょう。

1. 登校について

- (1) 学校で指定された時刻までに登校し、教室で静かに待つ。
- (2) 許可なく自転車通学しない。

2. 授業について

- (1) 始業のチャイムの前に席につく。
- (2) 授業用具等の貸し借りをしない。
- (3) 教室移動は休み時間に行う。

3. 清掃について

- (1) ジャージまたは体育着に着替えて清掃をする。
- (2) 決められた場所の清掃をする。
- (3) 自分から進んで丁寧にすみずみまできれいにする。
- (4) 机や椅子をていねいに運び、きちんと整頓する。
- (5) 午後の授業終了後すぐに分担場所に行き、決められた時間内で行う。
・ゴミや危険物は決められた場所に捨てる。

4. 公共物の取り扱いについて

- (1) 非常ベル、火災報知器、救助袋等は緊急の場合以外は手をふれない。
- (2) 水道水の出しっぱなしや、電灯のつけっぱなしはしない。
- (3) 使用した用具は責任をもって元の位置に返す。
- (4) 公共物は大切に扱い落書きは絶対にしない。
・机、椅子、清掃用具等は大切に扱う。
・個人ロッカーは常に整理整頓する。
- (5) 危険箇所・危険物があったら先生に連絡する。

5. 部活動について

- (1) 部活動は任意加入制です。
- (2) 入部、退部については「入部届」を持って入部し、退部については担任及び顧問に相談の上、保護者の同意を得て「退部届」を提出する。
- (3) 練習開始時刻・下校時刻を厳守して活動する。
- (4) 自転車の使用は顧問の指示に従う。
- (5) 自転車の使用時はヘルメットを着用する。

- (6) 活動場所が校外の場合は顧問の指示に従う。特に、電車や自転車で移動の際には、公共マナーやルールを守る。

- (7) 給食のない日に弁当を持参する場合は、顧問に指示された場所で食事をし、ゴミは持ち帰る。

6. 下校について

- (1) 学校で指定された下校時刻までには完全に下校する。
- (2) 決められた通学路を下校する。
- (3) 特別な活動がない限り校内に残らない。
- (4) 寄り道、買い食い等をせずにまっすぐに帰宅する。

7. 届け出について

- (1) 早退・体育見学は、手帳の届け出欄に記入し、保護者印をおして、担任、担当の先生に届け出る。
- (2) 遅刻・欠席する場合保護者は朝電話またはFormsで連絡することを原則とする。また生徒手帳連絡欄に記入し提出してもよい。
- (3) 遅刻者は必ず職員室に遅刻理由を報告する。「遅刻者カード」を発行してもらい、速やかに授業に向かう。

8. 自転車置き場について（部活動で使用する場合）

- (1) 昇降口や駐車場は原則として禁止。
部活動で指示された場所に施錠した上で整えて置く。

9. 保健室の利用の仕方について

- (1) 保健室に行くのは原則として休み時間とする。
- (2) 保健室利用の際は、担任または授業の先生に「保健室利用カード」を発行してもらい、保健室に提出する。

10. さわやか相談室の利用について

楽しく学校生活をすごせるように、心の悩みを相談したり、心を元気にする所です。

相談日 月曜日～金曜日

時 間 9時～16時

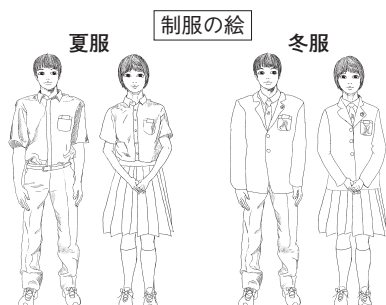
昼休み、放課後

保護者の相談は開室時間内で予約をし、来室または電話での相談を行います。

相談室直通電話 048-253-1383

服 装 基 準

通 学 服 (本校指定)	上：ブレザー 下：スカート スラックス (黒の革ベルト着用) 学年色のネクタイ
Y シ ャ ツ	指定なし (白)
ソ ッ ク ス	膝下丈 (白・黒・紺・グレー)
靴	ランニングシューズ (色指定なし)
鞆	本校指定のバッグ
校 章	ブレザー左えりにつける
名 札	パールネーム (ブレザーを着ない時はYシャツに付ける)
上 履 き	本校指定の学年色 (踵とペロの裏に記名)
ジ ャ ー ジ	上着の左胸に学年色の名札を貼り付ける 下はタグに記名
体 操 着	本校指定の白い半袖Tシャツ、長袖Tシャツ 左胸に学年色の名札を貼り付ける
ハーフパンツ	本校指定のハーフパンツ (タグに記名)
そ の 他	・ 冬季は膝上丈のコート (黒・紺・グレー)、 ウインドブレーカー (上) の着用可 (かさばるものは不可) ・ 無地のVネックセーター (黒・紺・グレー) をブレザーの下に着用可 ・ Yシャツの下には体操着または無地の肌着 (白・黒・紺・グレー) を着用する



頭 髪 等 基 準

「学校は学習をする場である」ということを基準とする。

- ・ 前髪は目にかからないようにする。(長いものはピンでとめる)
- ・ 肩にかかる長さの髪はゴム (黒・紺・茶) で、低い位置で結ぶ。
- ・ ピンは黒いもののみとする。
- ・ ワックスやスプレーで髪を固めたり、パーマ・染色・脱色はしない。
- ・ 清潔感のあるものが望ましい。威圧的であったり、ファッションにこだわりすぎた髪型はしない。
- ・ 眉毛を極端に細くしたりしない。
- ・ 化粧 (香水含む) やアクセサリ (ミサंगा含む) をしない。

新体力テスト

令和5年度全国平均

種目	学年	1 年	2 年	3 年	私の記録
握力 (kg)	男	24.30	30.24	34.77	
	女	21.93	23.90	25.20	
上体起こし (回)	男	23.48	26.42	29.00	
	女	20.76	22.18	23.46	
長座体前屈 (cm)	男	41.68	45.16	49.40	
	女	44.04	46.51	48.63	
反復横とび (点)	男	49.80	53.02	55.88	
	女	45.77	47.12	48.35	
20mシャトルラン (回)	男	68.91	82.63	90.43	
	女	48.37	53.74	53.82	
持久走・急歩 (秒)	男	426.39	388.55	379.35	
	女	304.56	292.56	289.14	
50m走 (秒)	男	8.42	7.82	7.46	
	女	9.02	8.78	8.73	
立ち幅とび (cm)	男	184.99	203.14	216.86	
	女	167.52	172.45	174.37	
ボール投げ (m)	男	18.34	21.41	24.23	
	女	11.66	13.22	14.12	

年 齢 早 見 表

令和7年（西暦2025年）用

年号	干支	年齢	西暦	年号	干支	年齢	西暦	年号	干支	年齢	西暦
大正14	乙丑	100	1925	35	庚子	65	1960	7	乙亥	30	1995
昭和1	丙寅	99	1926	36	辛丑	64	1961	8	丙子	29	1996
2	丁卯	98	1927	37	壬寅	63	1962	9	丁丑	28	1997
3	戊辰	97	1928	38	癸卯	62	1963	10	戊寅	27	1998
4	己巳	96	1929	39	甲辰	61	1964	11	己卯	26	1999
5	庚午	95	1930	40	乙巳	60	1965	12	庚辰	25	2000
6	辛未	94	1931	41	丙午	59	1966	13	辛巳	24	2001
7	壬申	93	1932	42	丁未	58	1967	14	壬午	23	2002
8	癸酉	92	1933	43	戊申	57	1968	15	癸未	22	2003
9	甲戌	91	1934	44	己酉	56	1969	16	甲申	21	2004
10	乙亥	90	1935	45	庚戌	55	1970	17	乙酉	20	2005
11	丙子	89	1936	46	辛亥	54	1971	18	丙戌	19	2006
12	丁丑	88	1937	47	壬子	53	1972	19	丁亥	18	2007
13	戊寅	87	1938	48	癸丑	52	1973	20	戊子	17	2008
14	己卯	86	1939	49	甲寅	51	1974	21	己丑	16	2009
15	庚辰	85	1940	50	乙卯	50	1975	22	庚寅	15	2010
16	辛巳	84	1941	51	丙辰	49	1976	23	辛卯	14	2011
17	壬午	83	1942	52	丁巳	48	1977	24	壬辰	13	2012
18	癸未	82	1943	53	戊午	47	1978	25	癸巳	12	2013
19	甲申	81	1944	54	己未	46	1979	26	甲午	11	2014
20	乙酉	80	1945	55	庚申	45	1980	27	乙未	10	2015
21	丙戌	79	1946	56	辛酉	44	1981	28	丙申	9	2016
22	丁亥	78	1947	57	壬戌	43	1982	29	丁酉	8	2017
23	戊子	77	1948	58	癸亥	42	1983	30	戊戌	7	2018
24	己丑	76	1949	59	甲子	41	1984	令1	己亥	6	2019
25	庚寅	75	1950	60	乙丑	40	1985	2	庚子	5	2020
26	辛卯	74	1951	61	丙寅	39	1986	3	辛丑	4	2021
27	壬辰	73	1952	62	丁卯	38	1987	4	壬寅	3	2022
28	癸巳	72	1953	63	戊辰	37	1988	5	癸卯	2	2023
29	甲午	71	1954	平1	己巳	36	1989	6	甲辰	1	2024
30	乙未	70	1955	2	庚午	35	1990	7	乙巳	0	2025
31	丙申	69	1956	3	辛未	34	1991	○年齢は誕生日以後の満年齢数です。 ○誕生日迄の年齢数は上記年齢より1をひいてください。			
32	丁酉	68	1957	4	壬申	33	1992				
33	戊戌	67	1958	5	癸酉	32	1993				
34	己亥	66	1959	6	甲戌	31	1994				

いじめ・不登校などの相談

埼玉県立総合教育センター

子ども専用

よい子の電話教育相談
(子ども専用フリーダイヤル)

0120-86-3192

保護者専用

**よい子の電話教育相談
(保護者専用)**

048-556-0874

[illegible]

ボランティア証

[illegible]

ボランティア証

[illegible]

学校家庭 連絡欄

月日	事 項	担 任 印
		保 護 者 印
・	-----	
・	-----	
・	-----	
・	-----	
・	-----	

学校家庭 連絡欄

月日	事 項	担 任 印
		保 護 者 印
・		
・		
・		
・		
・		

学校 家庭 連 絡 欄		
月日	事 項	担 任 印
		保護者印
・	-----	
・	-----	
・	-----	
・	-----	
・	-----	

学校 家庭 連 絡 欄		
月日	事 項	担 任 印
		保護者印
・	-----	
・	-----	
・	-----	
・	-----	
・	-----	

学校 家庭 連 絡 欄		
月日	事 項	担 任 印
		保護者印
・	-----	
・	-----	
・	-----	
・	-----	
・	-----	

学校 家庭 連 絡 欄		
月日	事 項	担 任 印
		保護者印
・	-----	
・	-----	
・	-----	
・	-----	
・	-----	

欠席・遅刻・早退・見学・忌引届			
× ▲ ○ □ ●			
月日	記号	理 由	担 任 印 保護者印
・		-----	
・		-----	
・		-----	
・		-----	
・		-----	

欠席・遅刻・早退・見学・忌引届			
× ▲ ○ □ ●			
月日	記号	理 由	担 任 印 保護者印
・		-----	
・		-----	
・		-----	
・		-----	
・		-----	

欠席・遅刻・早退・見学・忌引届			
× ▲ ○ □ ●			
月日	記号	理 由	担 任 印 保護者印
・		-----	
・		-----	
・		-----	
・		-----	
・		-----	

欠席・遅刻・早退・見学・忌引届			
× ▲ ○ □ ●			
月日	記号	理 由	担 任 印 保護者印
・		-----	
・		-----	
・		-----	
・		-----	
・		-----	

欠席・遅刻・早退・見学・忌引届			
× ▲ ○ □ ●			
月日	記号	理 由	担 任 印 保護者印
・		-----	
・		-----	
・		-----	
・		-----	
・		-----	

欠席・遅刻・早退・見学・忌引届			
× ▲ ○ □ ●			
月日	記号	理 由	担 任 印 保護者印
・		-----	
・		-----	
・		-----	
・		-----	
・		-----	

日 課 表		
時程	時間	自 至 月 月
登 校		—
学 級 活 動		—
	時限	—
	時限	—
	時限	—
	時限	—
	時限	—
昼 食		—
	時限	—
	時限	—
	時限	—
	時限	—
下 校		

日 課 表		
時程	時間	自 至 月 月
登 校		—
学 級 活 動		—
	時限	—
	時限	—
	時限	—
	時限	—
	時限	—
	時限	—
昼 食		—
	時限	—
	時限	—
	時限	—
	時限	—
下 校		

定期テスト時間割

第1学期中間テスト

日 \ 時	1	2	3	4	5
日					
(日)					

第1学期期末テスト

日 \ 時	1	2	3	4
日				
(日)				
(日)				

第2学期中間テスト

日 \ 時	1	2	3	4	5
日					
(日)					

第2学期期末テスト

日 \ 時	1	2	3	4
日				
(日)				
(日)				

第3学期期末テスト

日 \ 時	1	2	3	4
日				
(日)				
(日)				

テスト

日 \ 時	1	2	3	4
日				
(日)				
(日)				

時 間 割

	月	火	水	木	金
1 教科 担任					
2 教科 担任					
3 教科 担任					
4 教科 担任					
5 教科 担任					
6 教科 担任					

時 間 割

	月	火	水	木	金
1 教科 担任					
2 教科 担任					
3 教科 担任					
4 教科 担任					
5 教科 担任					
6 教科 担任					

時 間 割					
	月	火	水	木	金
1 教科 担任					
2 教科 担任					
3 教科 担任					
4 教科 担任					
5 教科 担任					
6 教科 担任					

時 間 割					
	月	火	水	木	金
1 教科 担任					
2 教科 担任					
3 教科 担任					
4 教科 担任					
5 教科 担任					
6 教科 担任					

— 私 と 学 校 —	
第 学 年 組 番	
生徒名 年 月 日生	
住 所	
保 護 者 氏 名	届 印
住 所	
出身学校	
部 活 名 所 属 名	
学校電話 048 (253) 1371 番	
所 在 地 川口市青木5丁目1番1号	
H P	http://www.sch.kawaguchi.saitama.jp/aoki-j/

注 意

- (1) この証明書は、通学定期乗車券または学生用朝引乗車券によって乗車船するには必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
- (2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。
- (3) この証明書は、他人に貸与し、または譲渡することはできない。
- (4) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- (5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき、または卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに発行者に返さなければならない。